

東札幌中央町内会自主防災規約

(名 称)

第 1 条 この会は、東札幌中央町内会自主防災会（以下「本会」という）と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 本会の事務所は、町内会長宅に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、地震・火災・風水害等(以下「地震等」という)による被害の防止及び軽減を図るとともに、主として人命を救助する事を目的とする。

(組織構成)

第 4 条 防災活動を円滑に行うため、町内会組織の中に町内会会長を本部長とし防災リーダーの代表と密に防災組織「別紙」のとおり編成し町内会役員等が必要な任務分担を行う。

(事 業)

第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及及び訓練に関すること。
- (2) 地震等の発生における情報の収集・伝達及び救出・救護・避難誘導等に関すること。
- (3) 防災資機材等の保管に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(避難場所)

第 6 条 町内の避難場所として次のように指定する。

- (1) どんぐり公園
- (2) どんぐり公園が避難場所として不適な場合は、きよみず公園もしくは東園小学校とする。

(役割分担)

第 7 条 本部長は会を代表し、会務を統括し地震等の発生に応急活動について防災リーダーの代表と連携をとり、次の活動班に指示を行う。

副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故ある時はその職務を行う。

- (1) 情報連絡班 (災害・被害状況把握・住民の安否状況を確認する)
- (2) 消火・救出救護班 (出火防止・初期消火・人命救助・負傷者の応急手当)
- (3) 避難誘導班 (避難経路の誘導)
- (4) 給食給水班 (救援物資の配布、炊き出し)

(役員任期)

第 8 条 役員の仕事は、役職在任期間とする。

(経 費)

第 9 条 本会の運営に関する経費は、東札幌中央町内会の収入をもってこれに充てる。

付 則 この規定は、平成 21 年 10 月 30 日から実施する。

自主防災組織

東札幌中央町内会

1 目的

地震、火災、風水害等の災害に対し、被害の防止及び軽減を図るため町内会として組織的に活動し、主として人命を救助する事を目的とする。

2 組織

災害等の役割は町内会の組織を基盤に、本部と活動班を設置しその内容は次のとおりとする。

- ①本部は、本部長・副本部長・統括部長・防災部長で構成し災害活動等の指揮調整に当たる。
- ②活動班は、i 情報連絡班、ii 消火・救出救護班、iii 避難誘導班、iv 給食給水班とする。

3 活動内容

- ① 本部
 - ・活動班の活動状況を把握し、連絡調整を行う。
 - ・区役所、消防署からの伝達事項を住民に知らせる。
 - ・災害情報などを区役所、消防署に連絡する。
- ② 活動班
 - i 情報連絡班
 - ・本部からの指示を、正確・迅速に住民に伝達する。
 - ・地域内の被害状況、避難状況を収集し本部へ連絡する。
 - ・住民の安否状況を確認する。
 - ・パニック防止のため、テレビ・ラジオ等で正確な情報を確認するとともに、デマや噂話に動揺しないよう呼びかける。
 - ii 消火・救出救護班
 - ・火災を防ぐため、速やかに各家庭への火の始末などを呼びかける。
 - ・火災が発生した場合、付近住民に応援を求め初期消火を行う。
 - ・倒壊建物の下敷きになった人などを資機材を活用して救出する。
 - ・怪我人の応急手当を行い、病院や応急救護所へ連れていく。
 - iii 避難誘導班
 - ・火の勢いや風向きなどを判断し、安全な場所に避難誘導する。
避難場所は「どんぐり公園」(どんぐり公園が不適な場合はきよみず公園もしくは東園小学校)
 - ・逃げ遅れた人がいないかどうか確認する。
 - ・介護を必要とする、お年寄りなどを介助し、避難誘導する。
 - iv 給食給水班
 - ・使用可能な水道の調査や、各家庭に食料の提供の呼びかけを行い炊き出しや、給水を行う。
 - ・救護物資の配布に協力する。

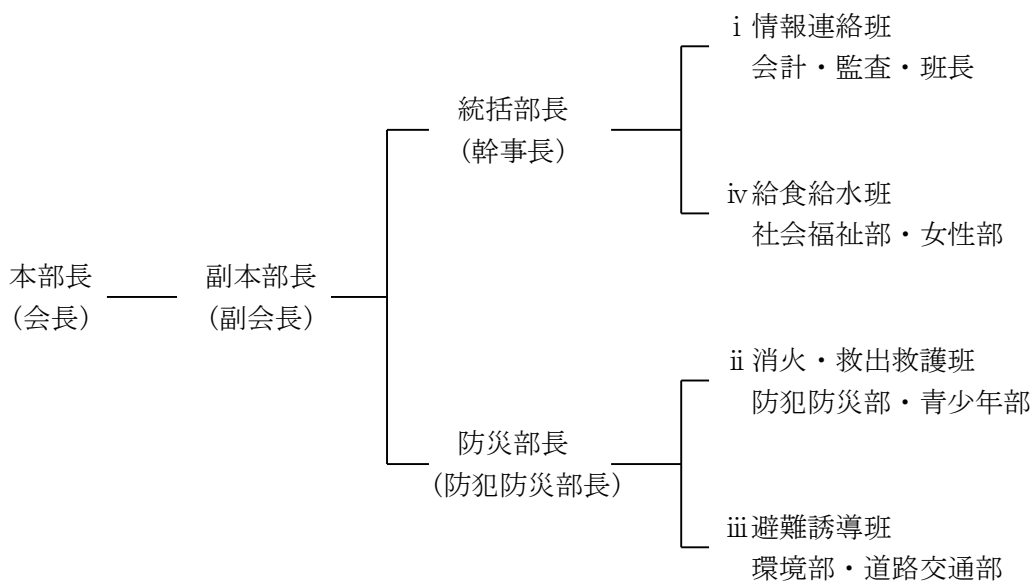
4 町内会組織との関連

自主防災組織と町内会の組織との関連は次のとおりとする。

- ①本部 本部長・・・・・・・・町内会長
副本部長・・・・・・・・副会長
統括部長・・・・・・・・幹事長
防災部長・・・・・・・・防犯防災部長

- ②活動班 i 情報連絡班・・・・・・・・(副会長)・会計・監査・班長(各班)
ii 消火・救出救護班・・・・(副会長)・防犯防災部・青少年部
iii 避難誘導班・・・・・・・・(副会長)・環境部・道路交通部
iv 給食給水班・・・・・・・・(副会長)・社会福祉部・女性部

5 組織図



- 災害発生の時には、役員の方は「どんぐり公園(東札幌2条3丁目3番)」に集合し、本部長の指示を受けてください。
- 防災機材は「どんぐり公園」内の防災資機材庫に収納してあります。
- 防災資機材庫の鍵は会長、副会長、幹事長、防犯防災部長が保管しています。